

総社市つどいの広場事業運営業務委託仕様書
(案)

令和7年4月

総社市保健福祉部こども課

1. 業務名

総社市つどいの広場事業運営業務（以下「本業務」という。）

2. 目的

総社市（以下「本市」という。）では、家庭や地域における子育て機能の低下に伴う子育て中の親の孤立感、不安感の増大等に対応するため、本市こども計画に基づき、地域において子育て家庭の交流等を促進する本市つどいの広場を新たに設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

3. 契約業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務概要・運営条件

本業務・運営条件は、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」（令和6年6月28日こ成環第204号こども家庭庁長通知）、総社市つどいの広場事業実施要領及び総社市つどいの広場連携事業実施要領の規定に基づき、以下の内容を実施すること。

| | |
|-------------|--|
| 事業開始時期 | 令和7年度中に開始できることとする。 |
| 開設日数及び開所時間等 | (1) 開設日数及び開所時間 週あたり5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。 (2) 休業日 (ア) 1月1日から同月3日まで、12月29日から同月31日、及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。 (イ) 上記の開設日数及び開所時間は最低基準であり、委託料の範囲内で受託者の努力により休業日に開所し、又は開所時間を延長することは差し支えない。 (ウ) 本業務委託の実施にあたり必要な場合は、休業日の変更及び開所時間の延長など行うことができる。 |
| 配置職員 | 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する保育士等を常時2名以上配置すること（常勤配置1名配置は必須とする）。なお、職員を雇用する場合は、労働基準法(昭和29年法律第49号)を遵守すること。 本事業に従事する者は、本事業に従事するにあたって、必要な研 |

| | |
|-------------------|---|
| <p>配置職員</p> | <p>修を受講させること。「子育て支援員研修事業の実施について」(令和6年3月30日付けこ成環第111号, こ支家第189号こども家庭庁成育局長, こども家庭庁支援局通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」別表1に定める基本研修及び別表2-2の3に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。</p> <p>月1回はスタッフ会議を実施し, 本業務運営にかかる課題等について話し合い, 情報共有を行う機会を設けること。また, 利用者へのアンケート調査などを通じて地域の子育て家庭が持つ課題と子育て支援のニーズを把握し, 広場の環境づくりやイベント, 講習会等の実施において反映すること。</p> |
| <p>業務内容(基本事業)</p> | <p>事業の対象者は, 主に本市内に居住する妊婦及び乳幼児(主として概ね3歳未満)を持つ親とその子どもとする。</p> <p>(ア) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</p> <p>【目指すつどいの広場の姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者を温かく迎え入れ, 気軽に安心して利用できる場になっている。なお, 原則として予約は不要とし, 広場開所時間中は交流の場を常時利用できるようにする。 ・親子が安心して居心地よく過ごすことができる環境が整っている。 ・利用者同士を結びつけるための工夫や取組がある。 ・利用に際して利用者名簿, 利用受付簿等の管理及び利用者の状況把握を行うこと。 <p>(イ) 子育て等に関する相談, 援助の実施</p> <p>【目指すつどいの広場の姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者のプライバシーへの配慮が適切である。 ・相談を受け止め, 内容に応じて, 利用者を行政等関係機関に適切につなげている。また, 必要に応じて継続したフォローができています。 <p>(ウ) 地域の子育て関連情報の提供</p> <p>【目指すつどいの広場の姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て親子の多様化するニーズを的確にとらえた情報収集ができる。 ・情報発信の方法に創意工夫がある。 ・本市の子育て関連施策のほか, 行政機関や他の子育て家庭 |

| | |
|------------|--|
| 業務内容(基本事業) | <p>支援団体等から情報を収集して、情報コーナー等を通じて利用者に提供する。</p> <p>(エ) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)</p> <p>【目指すつどいの広場の姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子にとって子育てに役立つ知識や情報の提供、及び将来の子育て支援に携わる者を養成することを目的とした内容の講習会を月1回以上開催できる。 |
| 実施場所 | <p>市内において、空き店舗、子育て支援のための施設、民家、マンション又はアパートの一室等、子育て親子が集うのに適した場所を運営事業者が確保して実施すること(複数の場所ではなく、拠点となる場所を定めること)。また、ベビーカー置き場及び駐車場スペースがあること。</p> |
| 実施施設の基準 | <p>(ア) おおむね10組の子育て親子が同時に利用することができる広さが確保されていること。(40㎡程度)</p> <p>(イ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて施設を利用しやすい設備を有すること。</p> <p>(ウ) 昭和56年耐震基準に基づき設計された建物である等耐震に関して安全性が確認されていること。</p> <p>(エ) 施設の利用形態及び規模等に応じて、避難経路を確保し、消防用設備等(消火器、自動火災報知設備、誘導灯など)の設置や各種届出(防火管理者の選任届出書、消防計画作成届出書など)が必要となる場合があるため、本市消防署の指導を受けること。</p> |
| 利用料等 | <p>本業務の利用料及び参加料は、利用者から徴収しないこととする。ただし、イベントや講習会等の実施に係る材料費等の実費相当額で、個人の利用に係る少額の経費に限り、利用者から徴収することができる。</p> |
| 緊急時の対応 | <p>本業務の実施及び施設の管理運営にあたり、受託者は、自己や災害等の発生に備えて、あらかじめ緊急事態対応マニュアルを作成し、緊急時の体制を整備するとともに、随時訓練を行うこと。</p> <p>事故が発生したら、速やかに利用者の安心安全を第一に処置を行い、また速やかに本市に報告すること。</p> |
| 環境衛生 | <p>乳幼児の利用を念頭に置き、広場内は全面禁煙とするほか、常に清潔で快適な状態に保つため、清掃、換気、室温管理等を適切に行うこと。また玩具等も定期的に手入れし、清潔を保つこと。</p> <p>不特定多数の乳幼児等が利用することから、感染症対策を十分に行うこと。また、利用者が飲食物を持参し、施設内で飲食するこ</p> |

| | |
|---------------|---|
| 環境衛生 | とは差し支えないが、衛生上の問題に万全の配慮をすること。さらに、飲食物を提供する際は、衛生上の問題に十分配慮し、集団食中毒等の事故が起こらないように安全対策を立てること。 |
| 苦情処理 | 利用者等からの苦情に対応するための手順や体制等について整備するとともに、苦情が寄せられた場合は受託者において迅速かつ適切な解決に努めること。 |
| 保険加入 | 本業務の実施にあたり、運営事業者は利用者の安全に十分配慮し、受託者は傷害保険、賠償保険に対応した「子育てひろば総合補償保険」(NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会扱い) に加入すること。 |
| その他本市で必須とする条件 | <p>(1) 出張ひろば</p> <p>市内に1箇所、子育て親子が集うのに適した場所を、運営事業者が確保して本業務を実施することに併せて、本市公共施設である「西部親子ふれあいプラザ」において、週1～2回程度、かつ1日5時間以上出張ひろばを開所し、本業務を実施すること。なお、出張ひろば開設時は本拠点の広場も開設することとし、拠点のスタッフ1名は必ず出張ひろばのスタッフを兼務すること。</p> <p>(2) 地域及び関係機関等との協力、連携</p> <p>地域に広く認知されたつどいの広場となるよう、積極的に地域のボランティアや関係者、主任児童委員等と関わりをもつよう努めること。さらに、本市の子育て支援ネットワークに参加し、行政機関や他の子育て支援団体等と協力、連携すること。</p> <p>(3) 一時保育事業</p> <p>つどいの広場の開設場所を活用した児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に定める一時預かり事業に準じた事業を、週5日以上かつ1日5時間以上実施すること。また、実施にあたっては、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人以上託児可能な広さ(6.6㎡以上)の確保。 ・本市内に居住する未就園の乳幼児(主として概ね3歳未満)を対象とすること。 ・本業務担当の他に保育士2名(託児担当)を配置しなければならないことに留意すること。 <p>(4) 本市連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に設置している他のつどいの広場運営事業者と連携し本市の子育て支援事業への協力を行うよう努めること。 ・本市の連携事業を実施すること。 |

【注意事項】

- ・本事業の趣旨を踏まえ、事業運用計画書、資金計画、職員配置及び実施体制を任意様式に記載のうえ提出すること。なお、計画書で提案される内容は、契約内容の基礎となるので、実現性が低い提案はしないこと。

5. 委託料の上限及び内容等

(1) 委託料の上限額

13,532,000 円(第二種社会福祉事業のため消費税等非課税)

交付要綱に基づき委託料を支払う。ただし、この金額は本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すもので、年額の上限としている。

| 番号 | 区分 | 基準額 | 対象経費 |
|----|---|-------------|--|
| 1 | 運営費（基本分） | 8,639,000 円 | ・人件費（職員俸給，職員諸手当及び法定福利費，通勤手当） ・管理費（光熱水費，通信費，印刷製本費，消耗品費，研修費，修繕費，保険料，電話等の使用料，インターネット接続料等の通信費等） |
| 2 | 出張ひろば（加算分） ※市公共施設「西部親子ふれあいプラザ」において開設 | 1,646,000 円 | ・事業費（講師謝礼，講習会費等） ・物件費（賃借料等） ・出張ひろばの光熱水費，修繕費等の管理費，物件費は除く ・その他事業の実施，運営に関する費用 |
| 3 | 子育て支援活動の展開を図る取組一時預かり事業（加算分） | 3,247,000 円 | ・人件費（職員俸給，職員諸手当及び法定福利費，通勤手当） |

【注意事項】

- ・本業務運営に必要とする経費のみ計上し，同じ施設等で実施する他事業に係る経費は加えない。事業間で経費を分けることが困難な場合は実施時間及び占有面積等により按分するとともに，按分根拠を明示すること。
- ・年度途中から事業実施のため，基本分・加算分（番号 1・2・3）ともに実施月数で按分を行う。

(2) 委託契約の締結

受託者として選定された運営事業者と総社市長との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。

(3) 事業の再委託の禁止

事業の一部または全部を他の法人や個人に再委託することは禁止する。

(4) 契約の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除する。

ア 受託者が本業務に関する契約に違反したとき

イ 受託者が本契約を履行できない又は本業務を継続することが適当でないときと市が認めるとき

ウ 実施要領に定める参加資格に反すると認めるとき

エ 事業の廃止等により契約をする必要がなくなったとき

6. 本業務に必要な事務の執行について

執行にあたっては、帳簿その他の関係書類を整備し、本市から提示を求められたとき、いつでも明らかに出来るように透明性のある執行に努めること。

(1) 備え付ける帳簿として、利用者名簿（登録）、利用受付簿、業務日誌（利用者数、実施内容、従事したスタッフ名、連絡事項等の記録）、相談記録、出勤簿、貸金台帳、現金出納簿、会議記録など整備し、発生年度の翌年度から起算して5年間保存すること。また、5年後は適切に廃棄すること。

(2) 受託者は、総社市情報公開条例に基づき、事業の実施に関する情報の公開ができるよう、文書その他の情報管理を適切に行うこと。

(3) 受託者は、毎月の利用状況や実施状況等を翌月の10日までに報告するとともに、業務完了後に、活動内容、成果、事業の収支、利用者の評価についての事業実績報告書を提出すること。

7. その他留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関連法令等を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。なお、個人情報の保護については、委託期間満了後又は解除された場合も適用となる。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため

めに利用することはできない。本業務終了後も同様とする。

(4) 本仕様書（案）に定めのない事項

本仕様書（案）に定めのない事項については、本市と受託者と協議して決定するものとする。